

第三者評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 寺井潔ソーシャルワーカー事務所

②施設・事業所情報

名称： 今浜苑	種別： 障害者支援施設（生活介護・就労継続B型）
代表者氏名： 施設長 山黒 修	定員（利用人数）： 入所30名・通所50名
所在地： 羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1	
TEL： 0767-28-2900	ホームページ： http://www.shionkai.or.jp

【施設・事業所の概要】

開設年月日： 平成2年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人四恩会		
職員数	常勤職員： 22名	非常勤職員： 11名
専門職員	社会福祉士 3名	管理栄養士 1名
	介護福祉士 11名	栄養士 1名
	看護師 1名	名
施設・設備の概要	（居室数）入所支援 20室（うち短期入所2室）	（設備等）全室空調、自動換気、7°リフト、体育館、椎茸作業棟、食品加工室他

③理念・基本方針

ひとりひとりが、尊厳をもって自分らしく、生きがいと幸せを感じて、生活できるための利用者主体の支援を、包括的に実施する。また広く地域福祉に貢献できるよう、組織が一丸となって取り組み、共生社会の実現を目指す。

④施設・事業所の特徴的な取組

個々のニーズに合わせた、プログラム活動を実施し、ひとりひとりが「生きがい」を見出せるよう日々取り組んでおり、中でも「自分の役割」を「生活」と「就労」の両面で活かせるような活動を展開している。また地域貢献事業として地元小学校との田植えなど農業を通じた学習体験などの交流も活発に実施しており、地域に根ざした施設としての取り組みを継続しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年2月1日（契約日） 令和3年4月13日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

●今年度の総合事業計画の重点目標に「利用者主体の意識を持った職員の人材育成を図り、サービスの質及び経営の質を高める」ことが明記されている。研修は法人全体で、研修委員会が主体となって実施して、研修修了者には修了証を出してキャリアパスとの連動を行っている。また、事業所としては、「今浜苑」サービスガイドラインに、利用者の権利擁護への姿勢及び基本理念として、「期待する職員像」が具体的に示されている。この他、キャリアパス、人事考課規程が整備されて、毎年2月に勤務意向調査票（面談票）を用い、成績、意欲、能力の点からの評価を実施している。

●年度初めに利用者へ「サービス概要」を配布している。「サービス概要」には作業別の担当職員、自治会の担当職員、家族会の担当職員、行事毎の担当職員が一覧として記載されており、利用者が日々の生活で困った状況が発生した場合、相談窓口が明確になっていることで、どの場面で、誰に相談すればよいか悩まずに済み、安心に繋がると考えられる。

●利用者の自律・自立のために、利用者本人のできることに、望むことなどを見極めながら、複数の担当者目で見守り、個別支援計画に基づいた支援を行っている。生活介護では、自律・自立生活のための動機付けとして、プログラムに参加する利用者の意識を大切にしている。日常生活動作の支援においては自立して行えるように支援を行っている。また、就労継続支援B型では、作業中の声かけを丁寧に行うことで、作業に取り組む動機付けに結びつけている。

◇改善を求められる点

●2019年度に石川県からの虐待改善勧告を受け、利用者の権利擁護、職員の人権意識向上について調査、啓発、研修を継続的に行い再発防止に取り組んでいる。苦情等については内容を公表し、改善に取り組んでいる。法人としては以前から第三者評価に取り組んでいるが、事業所としては今年度初めて自己評価を行い、第三者評価を受審している。今後評価結果を基に、改善のための取り組みを行うことを期待する。

●サービスを提供するにあたっての、大元のマニュアルである「サービスガイドライン」が策定され、ガイドラインに基づき、利用者一人ひとりについての全体像や支援手順、支援上の注意点をまとめた「手順書」が作成されているが、手順書の検証のタイミングや見直し時期については記載されていなかった。手順書の定期的な見直しについて仕組みを定め、PDCAサイクルとして確立、継続することが望まれる。

●生活介護では社会参加・学習の支援として、地域に買い物やドライブに出かけたり、公共交通機関を使って自宅に帰るための方法を練習している。学習支援に関しては、現在希望者がいないということもあり実施していない。就労継続支援B型においては、社会参加や学習支援は行われていない。利用者の好きな体験を、地域で行うことができる機会を確保していくことや、利用者の社会参加や学習へのニーズが、どのようなところにあるのかをアセスメントする工夫が求められる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、初めて第三者評価を受審しましたが、これまで慣例として続けてきた運営や支援などについて、あらためてその客観的な評価をプラス面、マイナス面共に確認できたことは、とても意義あることであったと思います。また今回の自己評価の過程の中でも、これまで気づかずに行ってきたことや、何気に行ってきたことについて、その根拠となるルールやマニュアルについての重要性や、中身についての確認作業ができ、それを職員が共通認識をもって捉えることができました。今回の評価において、課題として明らかになった面については、また全職員がしっかり認識して、改善に向けた取り組みを組織一丸となって進めていきたいと思ひます。また今後は毎年定期的に自己評価を実施することで、常にPDCAのサイクルに基づく改善への弛まぬ実践を継続していきたく思ひます。

⑧評価細目の第三者評価結果（別添）